



# お知らせ

**平成30年度くにみ幼稚園・藤田保育所の入園・入所児を募集します**

町では、平成30年度のくにみ幼稚園、藤田保育所の入園、入所児童の募集を行います。希望される方は、次の表をご覧いただき、各施設の事業内容、申込み方法などを確認して申込みください。

☎ 幼児教育課幼児教育係  
585・2119

## 平成30年度 各施設の入園・入所案内

名称	くにみ幼稚園	藤田保育所
目的	学校教育法に基づき、幼児を保育し、心身の発達を助長することを目的とする施設。	児童福祉法に基づき、保護者の就労等で保育を必要とする乳幼児を保育することを目的とする施設。
所在地	国見町大字森山字太田川 36	国見町大字山崎字館東 12
対象年齢	3歳児から5歳児 (平成24年4月2日から平成27年4月1日生まれ)	0歳児(生後2カ月後)から2歳児 (平成27年4月2日以降生まれ) ※3歳児から5歳児は要相談
支給認定区分	1号認定(教育標準時間)	2号・3号認定(保育標準時間・短時間)
対象地区	町内全地区	町内全地区
開園(所)日及び時間	月曜日から金曜日 午前8時10分から午後1時30分 (祝祭日、年末年始を除く。夏・冬・春休み有) ※預かり保育を実施しています。 (別途申込み要)	月曜日から土曜日 午前7時30分から午後6時30分 (祝祭日、年末年始を除く) ※延長保育を実施しています。 (別途申込み要)
保育料	所得状況等に応じて月額0~5,700円 (保育料の他に教材費、給食費等 月額5,000円~6,000円程度) ※預かり保育利用料別途	所得状況等に応じて月額0~35,000円 (給食費を含む) ※延長保育料別途
申込み期間	11月1日(水)から11月10日(金) (土日・祝祭日を除く) 詳細については、各施設の平成29年度募集要項をご覧ください。 募集要項は、次の問い合わせ先にあります。	
申込み・問い合わせ	国見町教育委員会幼児教育課 ☎ 585-2119 くにみ幼稚園 ☎ 585-2882	国見町教育委員会幼児教育課 ☎ 585-2119 藤田保育所 ☎ 585-2374

**不正軽油の撲滅に協力ください!**

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでいます。

經由に課税される軽油取引税を脱税する目的で、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして製造される燃料、いわゆる「不正軽油」が正常な軽油と偽って販売、使用されている事例があります。

この不正軽油は、悪質な脱税行為であり、環境汚染や不法投棄の問題のほか、公正な市場競争の阻害、更には暴力団等の資金源にもつながります。

「不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わない。」不正軽油の防止・撲滅には、県民のみならずのご協力と情報提供が欠かせません。不正軽油の情報提供につきましては、県庁税務課または最寄りの地方振興局県税部までご連絡く

ください。

☎ 県北地方振興局県税部  
521・2699

**「平成30・31年度福島県物品購入等競争入札参加有資格者名簿」資格審査申請**

▼受付期限 10月31日(木)まで(土・日・祝日を除く)  
▼受付時間 午前9時から午前11時30分、午後1時から午後4時30分  
▼受付場所 県庁入札用度課

詳しくは、県庁入札用度課ホームページをご覧ください。  
☎ 福島県出納局入札用度課  
521・7563

**法務局の「筆界特定制度」をご存知ですか?**

土地の境界をめぐるトラブルは、裁判で解決するしかないと思つていませんか。法務局が行っている「筆界特定制度」を活用すれば、裁判をしなくても、境

界トラブルを早期に解決することができます。筆界特定制度は、その土地が登記されたときの境界(筆界)について、現地における位置を法務局が調査し、明らかにする制度です。特定された筆界は法務局に備え付けられ、筆界の位置を示す証拠として活用することができます。境界をめぐるトラブルの防止や解決に役立ちます。

筆界特定制度の詳細は、法務省のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

☎ 福島県地方方法務局不動産登記部門  
534・2048

## 調停相談会の開催

福島調停協会は、調停相談会を開催します。相談会では、裁判所で実際に調停に携わっている調停委員が相談に当たります。困っていることがありましたら、気軽に参加ください。

▼日時 11月12日(水)午前10時から午後5時(午後4時

30分受付終了)

▼会場 コラッセふくしま3階企画展示室(福島市)

▼相談内容 離婚、相続・遺産分割、扶養等家庭内の問題、借金問題、土地・建物の紛争、交通事故による損害賠償等の問題など

▼その他 参加費無料、秘密は厳守します。

☎ 福島県地方・家庭裁判所総務課  
534・2194

## 福島県最低賃金が改正されました

福島県の最低賃金が10月1日から時間額748円に改正されました。

最低賃金制度とは、賃金の最低額を保障する制度です。年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての働く人に適用されます。雇

用者も、労働者も、必ず確認しましょう。

☎ 福島労働局労働基準部賃金室  
536・4604

## 消費税の軽減税率制度に関する説明会

事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業所の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください(事前予約不要)。

日	時	場 所
10月26日(水)	10:30~12:00 13:30~15:00	伊達市ふるさと会館(MDDホール) [定員]504名 [所在地]伊達市前川原 63
10月31日(水)	10:30~12:00 13:30~15:00	福島県青少年会館(大研修室) [定員]180名 [所在地]福島市黒岩字田部屋 53-5

※説明内容は、いずれも同じ内容です。席に限りがあります。  
福島市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、福島税務署  
【問い合わせ】福島税務署 ☎ 534-3121 (代表)

## 農業委員会からのお知らせ

10月の農業委員会定例総会は次のとおりです。傍聴においでください。

- ◆日時 10月17日(水)  
午後1時30分から
- ◆場所 国見町役場  
2階 大会議室
- ◆問い合わせ 農業委員会事務局  
☎ 585-2890